

建築保全業務積算基準及び同解説 平成25年版 正誤表 (1刷) (平成26年3月19日)

頁	訂正箇所	誤	正
36	2. 2. 7通信・情報設備 7. テレビ 共同受信設備 (1)機器・機器収容 箱 歩掛り	0.003	0.030
155	第1編第1章(2)(イ)12条点検を点 検項目Aにより実施する場合	(共通仕様書の表2.2.1~4.2.1の・・・)	(共通仕様書の表2.2.1~8.4.2の・・・)
158	第1編第2章2. 1. 2労務単価(3) 夜勤単価【計算例】	(前略) =394円が1時間当たりの夜勤単価になる。	(前略) =394円を日割基礎単価を1時間当たりの単価に換算 したものに加え、 $394 + 16,400 \div 8 = 394 + 2,050 = 2,444$ 円 が1時間当たりの夜勤単価となる。
230	第2編第2章2. 6搬送設備(a)歩掛 り算出の方法(2)の(ニ)	①から③までの総和が、	(イ)から(ハ)までの総和が、
230	第2編第2章2. 6搬送設備(a)歩掛 り算出の方法(2)の(ホ)	高稼働エレベーターの場合は、④の集計歩掛りに	高稼働エレベーターの場合は、(ニ)の集計歩掛りに
232	第2編第2章2. 6. 1エレベーター 表2. 6. 1(B)の表の第1行の「国」 で「人事院規則が適用されるもの」 で「積載荷重が1トン未満のエレ ベーター」の法定検査等	建築基準法第12条第4項の定期点検	人事院規則10-4第32条第1項の定期点検 建築基準法第12条第4項の定期点検
233	第2編第2章2. 6. 1エレベーター 【労務数量の算出例】の⑤	⑤労務数量は①から③までの合計 ④の数量が算出労務数量となる。	⑤労務数量は①から③までの合計
241	第2編第3章(c)点検周期と歩掛り の単位9行目	日常点検・保守を行う業務又は運転・監視を行う業務 に、	日常点検・保守を行う業務及び運転・監視を行う業務 に、
255	第2編第4章4. 2. 3日常巡回清掃	床の定期清掃及び床以外の定期清掃の適正な実施 の後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集 等を行う。	床の日常清掃及び床以外の日常清掃の適正な実施 の後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集 等を行う。
271,272	資料-1 予定価格内訳書の例 表 中	適用	摘要